

公益社団法人子どもの発達科学研究所における 競争的資金等の適正な取扱いに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人子どもの発達科学研究所(以下、「研究所」という。)における研究員(非常勤を含む。以下同じ。)の競争的資金を中心とした公募型の研究資金(以下、「競争的資金等」という。)の適正な取扱いに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「競争的資金等」とは、文部科学省及び他府省が所管する競争的資金制度に基づく公的研究費補助金をいう。

- 2 前項に掲げる公的研究費補助金以外の競争的資金等の交付を受けようとする場合においても、この規程を準用する。
- 3 この規程において、「研究代表者等」とは、本研究所の研究職員で、第1項及び前項に掲げる研究費補助金を1人で実施する者、研究組織又は研究拠点の代表者及び他の研究機関の研究代表者から研究費補助金の配分を受けた研究分担者をいう。
- 4 この規程において、「経理規程等」とは、研究所が定める経理規程、国内出張旅費規程及び賃金規程をいう。

(法令等の遵守)

第3条 研究代表者等は、交付決定を受けた競争的資金等に係る研究の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」及びこれに基づく法令並びに交付決定通知書に記載された補助条件等を遵守しなければならない。

(最高管理責任者)

第4条 研究所に、競争的資金等に関する運営・管理の最高管理責任者を置き、代表理事をもってあてる。

- 2 最高管理責任者は、研究所全体を総括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負うものとする。
- 3 最高管理責任者は、次条及び第6条に定める統括管理責任者並びにコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理が行えるよう、適切なリーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

第5条 研究所に、競争的資金等に関する運営・管理の統括管理責任者を置き、所長をもってあてる。

- 2 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について全体を総括する実質的な責任と権限を有するものとする。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 研究所に、競争的資金等に関する運営・管理のコンプライアンス推進責任者を置き、副所長をもって充てる。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者を補佐し、競争的資金等の管理・運営についてそれぞれの部門における実質的な責任と権限を有するものとする。

(競争的資金等運営・管理委員会)

第7条 競争的資金等の適正な運営及び管理について審議するために、研究所に競争的資金等運営・管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(不正防止計画)

第8条 最高管理責任者は、競争的資金等の不正行為に係る調査及び処理に関する業務を適切かつ円滑に実施するために、委員会の議を経て不正防止計画を策定するものとする

2 不正防止計画の推進を担当する部署は、事務局とし、次に掲げる業務を行う。

- 一 競争的資金等の適正な運営及び管理を行うための環境整備に関すること。
- 二 不正行為の調査及び処理に関すること。
- 三 行動規範の策定に関すること。
- 四 その他不正防止計画の推進に必要な事項に関すること。

(情報の共有)

第9条 統括管理責任者は、第4条に規定する各責任者と密接な連携を保ちつつ情報の共有に努めなければならない。

(相談窓口)

第10条 研究所の競争的資金等の事務処理に関する統一的な運用の相談窓口は、事務局とする。

(通報窓口)

第11条 研究所の競争的資金等の不正行為に関する通報窓口は、事務局とする。

2 通報に関する運用については、別に定める。

(対応措置)

第12条 最高管理責任者は、不正の事実があると認めたときはその者に対して研究所の諸規程に基づいて処分を行うものとする。

2 最高管理責任者は、調査の結果、その者に対して不正の事実が無いと認めた時は、不利益発生要因防止策及び名誉回復の措置を講ずるものとする。

3 調査の結果、通報者による研究妨害その他の作為的な行為が明らかとなった場合は、最高管理責任者は、当該通報者に対し、関係法令等に基づき必要な措置を講ずるものとする。

(競争的資金等の経理事務の委任)

第13条 研究代表者等は、競争的資金等の交付内定(継続分を含む。)をうけた時は、その経理に関する事務を、所長に委任したものとみなす。

2 前項の経理事務の委任があったときは、所長は、次条に定める事務を処理させるものとする。

(経理事務の準拠)

第14条 競争的資金等に係る契約事務、旅費事務、給与事務等に関する取扱いは、当該競争的資金等を管轄する官庁の定める取扱い規程等及び研究所の国内出張旅費規程及び賃金規程等並びに別に定める基準に基づくものとする。

(定めのない事項の取扱い)

第15条 この規程に定めのない事項については、理事会等の意見を聞いて、代表理事が決定する。

附則 この規程は、令和4年9月29日から施行し、令和4年5月18日より適用する。